

7精企電第101号

令和7年5月9日

精華町町名地番住居表示審議会

会長 上杉 和央 様

精華町長 杉浦 正省

(公印省略)

学研精華下粕地区の町名、地番、住居表示について（諮問）

精華町町名地番住居表示審議会設置条例（昭和61年条例第9号）第2条の規定に基づき、町の考えを示し、次のことについて諮問します。

諮 問 事 項

1. 実施区域について
2. 表示方法について
3. 実施区域の町割について
4. 実施区域の丁割について
5. 実施区域の町名について